

# お知らせ

## 公的年金脱退一時金の受給手続き

### 『国民年金・厚生年金保険の脱退一時金裁定請求手続きにご注意』

先般、国民年金・厚生年金保険の脱退一時金の裁定・給付業務を行なっている社会保険庁社会保険業務センターでは、近年、厚生年金保険の脱退一時金裁定請求が大幅に増加してきているが、申請書類の記入内容などが不備であるため、脱退一時金の支払いをできない事案が30歳にも及んでいるとのことから、JITCOに対してその主な原因となっている事項及び支払いに関する不服申し立てが多い事項について説明がありました。

そこで、その指摘事項と留意すべきことを次のとおりお知らせいたしますので、帰国する外国人研修生・技能実習生に対しての注意喚起と脱退一時金の請求に当たっての必要なアドバイスをしていただきますようお願いいたします。

#### 1. 年金手帳の記載事項欄には、基礎年金番号及び年金の記号番号を必ず記入すること。

本人が在日中に交付を受けた年金手帳に記載されている記号番号から転記させてください。なお、年金手帳を所持していないとき、及び年金の基礎年金番号又は記号番号を確認できないときは、次の事項を「脱退一時金裁定請求書」の裏面にアルファベットの太文字で記入させてください。

厚生年金保険の場合：年金手帳に記載されていた氏名、最後に厚生年金の被保険者として使用されていた事業所の名称、住所、加入していた期間（加入年月日及び脱退年月日）

国民年金の場合：年金手帳に記載されていた氏名、国民年金に加入していた時の住所、加入していた期間（加入年月日及び脱退年月日）

#### 2. 脱退一時金の振込先銀行名（所在地）・支店名（所在地）・口座番号・口座名義（請求者本人に限る。）を確認できる銀行の証明を必ず添付

すること。

請求書に脱退一時金の振込先となる母国の銀行名、支店名（所在地）、口座番号及び本人名義の貯金口座を指定のうえ記入させるとともに（政情不安な国や日本銀行からの振り込みができない銀行の場合不備返戻となることがあるので、予め社会保険業務センターに確認しておくことよ）、必ず、請求書の所定欄に、当該銀行の口座証明印を受けるか、上記必要事項を確認することができる当該銀行の証明書又は貯金通帳の写しを添付させてください。

#### 3. 被保険者資格喪失日の取扱による被保険者期間の算定及び保険料の納付に注意をすること。

保険料の納付が必要であり、脱退一時金給付額の算定の基礎となる被保険者期間は、雇用契約における採用日（技能実習移行日）の属する月（被保険者資格取得月）から退職日の翌日（被保険者資格喪失日）の属する月（被保険者資格喪失月）の前月までの期間が月単位で計算されます。したがって、退職日が月末日であるのと、月末日以外の日であるのでは、被保険者期間に1ヶ月の差異が生ずることとなり、脱退一時金の給付額が異なる場合があることを十分承知させてください。

なお、帰国日と退職日が異なる場合は帰国日ではなく雇用契約に基づく退職日が基準となるので留意してください。また、被保険者資格喪失月は保険料の納付を要しないので、技能実習生からの保険料の徴収に当たって注意してください。

#### 4. 請求人本人が脱退一時金の裁定請求や不服申立てに必要な証拠書類を保持していること。

外国人研修生・技能実習生の帰国に際しては、在留時のパスポート、年金手帳、賃金支払明細書等、後日、脱退一時金の裁定請求や不服申立てをするに当たって必要となると思われる書類を保持するよう助言をしてください。